

# 三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付要綱

平成19年3月30日

要綱第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、自主防災組織（以下「組織」という。）に対する防災設備等整備事業に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金交付の対象団体は、三原市自主防災組織設置推進要綱（平成19年三原市要綱第68号。以下「推進要綱」という。）第6条又は第8条の規定に基づき設立の認定を受けた組織とする。

(助成対象事業の範囲)

第3条 助成の対象となる事業の範囲は、別表第1に掲げる施設又は設備の整備に関する事業とする。

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類は、推進要綱第6条の規定に基づき設立の認定を受けた組織を対象とした新規設立助成と、推進要綱第8条の規定に基づき設立の認定を受けた組織を対象とした未設立組織統合助成とする。

(助成金の限度額)

第5条 助成金の限度額は、別表第2に掲げる金額とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする組織（以下「助成申請者」という。）は、三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付申請書（様式第1号）に、施設又は設備の整備に係る見積書又は請求書を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 助成申請者は、事業が完了したときは、速やかに、三原市自主防災組織防災設備等整備事業実績報告書（様式第 3 号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受け取ったときは、審査のうえ、助成金の額を確定し、その旨を、三原市自主防災組織防災設備等整備事業に係る助成金確定通知書（様式第 4 号）により、助成申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第 10 条 市長は、前条の規定により助成金額を確定したときは、速やかに、助成申請者に対し助成金を交付するものとする。

2 助成申請者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金（概算払）交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第 11 条 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金を概算払の方法により交付をすることができる。

2 助成申請者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金（概算払）交付請求書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 27 日三原市要綱第 42 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日の前日までに、三原市自主防災組織設置推進要綱（平成 19 年三原市要綱第 68 号）の規定により認定を受けた団体については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日三原市要綱第 27 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに，三原市自主防災組織設置推進要綱（平成 19 年三原市要綱第 68 号）第 6 条の規定により認定を受けた組織については，平成 30 年 3 月 31 日までの間はこの要綱による改正後の別表第 2 の規定は適用せず，三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱（平成 21 年三原市要綱第 42 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付要綱（平成 19 年三原市要綱第 69 号）第 4 条の規定を適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

## 三原市自主防災組織防災設備等整備事業

NO	区 分	施設又は設備
1	情報連絡用	メガホン, 携帯用ラジオ, 腕章等
2	消火用	消火器, ヘルメット, 鳶口, バケツ等
3	水防用	救命ボート, ロープ, ツルハシ, 防水シート, シャベル, 救命胴衣, かけや等
4	救出救護用	テント, チェンソー, ジャッキ, バール, のこぎり, 救急箱, 梯子, 担架, 毛布, 簡易ベッド等
5	給食給水用	給水タンク, 炊飯装置, 調理器具等
6	避難所・避難用	リヤカー, 発電機, 投光器, 標旗, 簡易トイレ, 寝袋, 通報放送設備等
7	防災教育用	放送機器, ビデオ装置, 映写機等
8	その他	簡易資機材倉庫等

別表第2（第5条関係）

1 新規設立助成

組織規模	助成金限度額
100世帯以下	50,000円
101世帯～200世帯	100,000円
201世帯～300世帯	150,000円
301世帯～500世帯	200,000円
501世帯以上	300,000円

2 未設立組織統合助成

組織規模	助成金限度額
一律	100,000円

備考

- 1 推進要綱第6条又は第8条の規定により認定を受けた組織につき、それぞれ1回限りとする。
- 2 推進要綱第6条の規定に基づき設立の認定を受けた組織同士を統合して同条の規定により認定を受けた場合は、新規設立助成に係る組織規模の区分は、当該組織のうち未申請世帯に応じた区分とする。

三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付申請書

三原市長様			
申請者	団体名		
	代表者	住所	
		氏名	Ⓜ
		電話	
	構成世帯数	戸（内未申請世帯数 戸）	
申請事業名		三原市自主防災組織防災設備等整備事業 （新規設立助成 ・ 未設立組織統合助成）	
申請内容			
申請理由			
内 容		金 額	備 考
申請金額		円	
内 訳	事業費総額		円
	市助成金		円
	自己資金		円
	その他資金		円
添付資料	（見積書，カタログ等）		

（注）「助成の対象となる経費」は，助成対象事業の実施に直接必要と認められる経費とし，「土地取得費」「電気料」等は助成の対象とはなりません。

別 添

## 事業収支予算書

収入の部

項 目		金 額 (円)	備 考
内 訳	市助成金		
	自己資金		
	その他資金		
合 計			

支出の部

項 目		金 額 (円)	備 考
内 訳			
合 計			





第 号  
年 月 日

様

三 原 市 長

年度三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記事業に係る助成金については、三原市自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 事業名

2 助成金交付決定額 金 円  
(事業費総額 円)

3 事業内容

4 条 件

本事業の実施について、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 本事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合

イ 本事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合

ウ 本事業を中止し、又は廃止する場合

エ 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

三 原 市 長 様

団体名

代表者 住所

氏名

㊟

年度三原市自主防災組織防災設備等整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました標記事業が完了しましたので、次のとおり実績を報告します。

1 事業完了日 年 月 日

2 交付決定額

交付決定額 金 円

事業費総額 金 円

3 添付資料

(1) 領収書又は請求書の写し

(2) 写真

(3) 事業収支計算書（別添）

別 添

## 事 業 収 支 計 算 書

収入の部

項 目		金 額 (円)	備 考
内 訳	市助成金		
	自己資金		
	その他資金		
合 計			

支出の部

項 目		金 額 (円)	備 考
内 訳			
合 計			

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

三 原 市 長

年度三原市自主防災組織防災設備等整備事業に係る  
助成金確定通知書

年 月 日付けで完了報告がありました標記事業について、次のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

1 事業名

2 助成金確定額 金 円

様式第5号（第10条及び第11条関係）

年 月 日

三原市長様

団体名

代表者 住所

氏名

印

年度三原市自主防災組織設備等整備事業  
助成金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定を受けた標記助成金について、次のとおり請求します。

助成金請求額 金 円也

交付決定額	受入済額	今回請求額	計	備考
円	円	円	円	

口座振替依頼書

なお、助成金の交付に当たっては、次の口座へお振込みください。

振 込 先	フリガナ											
	口座名義人											
	金融 機関	金融 機関 名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名								
		預金 種目	1.普通・総合 2.当座 4.貯蓄 9.その他（ ）	口座番号								
郵便局		記号					番号					